

平成28年10月1日から

職場の健康保険等への 加入対象が拡大します

これまで、パートタイムなどで働く人たちが職場の健康保険や厚生年金保険に加入するには、正社員などが働く通常の勤務時間(日数)の4分の3以上あるかどうかが目安となっており、多くの人たちは加入対象外とされていました。働く人の多くが健康保険等に参加し、手厚い保障を受けられるよう、平成24年8月に年金機能強化法が成立し、平成28年10月から加入対象が広がることになりました。

平成28年
10月以降

新たに「健康保険の被保険者」として 加入対象となる？ ならない？

パートタイムなど短時間勤務をしている人で、職場の健康保険の被保険者ではなかった人*も10月以降、被保険者として健康保険の加入対象となる可能性があります。

*家族が加入する健康保険の被扶養者、国民健康保険の被保険者

以下の項目のうち 1つでも該当するものがありますか？

- 健康保険の保険料が自分の給与から引かれている。
- 学生(夜間、定時制を除く)。
- 雇用期間が1年未満で更新予定なし。
- 現在75歳以上。
- 勤務先の正社員等が500人以下。

はい

いいえ

週の決まった労働時間が20時間以上ありますか？

※残業時間は含めません。

いいえ

はい

1カ月の決まった賃金が8万8千円以上ですか？

※残業代や通勤手当、臨時の手当(結婚手当等)は含めません。

いいえ

はい

新たな健康保険の加入対象ではありません

健康保険の被保険者になる可能性あり!

短時間勤務の人が健康保険等の被保険者となるときの5つの要件

- ① 週の所定労働時間が20時間以上。
- ② 雇用期間が1年以上見込まれる。
- ③ 賃金が月額8万8千円以上。
- ④ 学生ではないこと。
- ⑤ 勤務先は従業員が501人以上**の企業(特定適用事業所)。

**同一事業主で、正社員などすでに健康保険等の対象者である従業員数。

こんなときは **どうなる?**

1

雇用期間が1年以上見込まれるかどうかは、どの時点で判断する?

施行日である10月1日時点で判断されます。当初の雇用期間が1年未満の予定で、その後、1年以上の雇用見込みとなった場合、その他の要件を満たしていれば、その時点で被保険者の資格を得ることになります。



2

健康保険の「被扶養者」の認定要件の1つである、「年収130万円未満」が引き下げられた?

被扶養者の認定要件は変わりません。今回の5つの要件に該当する場合に限り、「被保険者」として健康保険等に加入することになります。

3

被保険者となったあとに、月額賃金が8万8千円未満になってしまったら?

雇用契約等の見直しで、月額8万8千円未満となることが明らかになったときや、常に8万8千円を下回る状態が続くときは、実態を踏まえ、たうで被保険者の資格を失います。

健康保険・厚生年金保険に加入することで何が変わる?

- 自身が被保険者となり、健康保険料等が毎月の給与から天引きされます。事業所も保険料を負担するため、国民健康保険や国民年金の被保険者として、保険料を支払っている人の場合、従来よりも負担額が減ることがあります。
- 厚生年金が上乘せされるため、将来の年金が増額されます。
- 万が一、障害がある状態になった場合は障害厚生年金の支給により、加入前よりも給付が充実します。